

上関町要綱第 6 号

上関町空き家家財等処分費助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上関町空き家バンク制度要綱（平成 18 年上関町要綱第 15 号。以下「制度要綱」という。）に規定する上関町空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）への空き家の登録を促進することを目的として、空き家所有者がその所有する空き家における残存家財又は不要物の処分を行う場合に、予算の範囲内において交付する上関町空き家家財等処分費助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 制度要綱第 4 条第 1 項により登録された物件
- (2) 所有者 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- (3) 残存家財 空き家において使用されず残置された状態の電化製品等一般的に財産価値があるもの（古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する古物商（以下「リサイクル業者」という。）による引き取りが可能な家具類、骨董品等を含む。）

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象者は、空き家バンクに物件登録した空き家の所有者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空き家バンク登録時に町が指定する不動産業者と一般媒介契約を結び、かつ交付決定の日から継続して 5 年以上空き家バンクに登録すること。ただし、制度要綱第 7 条第 1 項に規定する利用希望者登録をしている者（以下「利用登録者」という。）への売却により所有権を移転する場合は、この限りでない。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 同一世帯の者も含め、過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象経費)

第 4 条 助成の対象となる経費は、残存家財等の処分に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 収集運搬及び処分の代行業者への委託料
- (2) 分別作業を代行する事業者への委託料
- (3) 運搬車両賃借料
- (4) 処理手数料

(助成金額等)

第 5 条 助成金の額は、前条に定める経費の総額の 2 分の 1 以内の額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、15 万円を限度とする。

2 残存家財処分を行う業者については、町内に事務所を有する法人又は個人事業者によるものに限るものとする。ただし、町外事業者を利用する場合について町長が認める場合は、この限りで

ない。

3 助成金の交付は、1の登録物件に対して1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上関町空き家家財等処分費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、処分に着手するときまでに町長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書
- (2) 対象経費の見積書及び内訳書
- (3) 残存家財等の処分前の写真
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を上関町空き家家財等処分費助成金交付決定（申請却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に際し、助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 前条第1項の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成金の交付決定を受けて行う残存家財等の処分（以下「助成事業」という。）が完了したときは、速やかに上関町空き家家財等処分費助成事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の領収書及び内訳書
- (2) 残存家財等の処分後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第9条 町長は、前条の報告を受けたときは、助成事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定するとともに、上関町空き家家財等処分費助成金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、上関町空き家家財等処分費助成金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長は、交付決定者が、交付決定の日から5年を経過する日までの間において次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している助成金がある時は、その全部または一部について、返還を命ずるものとする。ただし、災害によるものその他町長がやむを得ない事由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 制度要綱第6条の規定により空き家登録を抹消されたとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき。
 - (3) 自己の利益のために当該空き家を利用したとき。
 - (4) 利用登録者でない者又は3親等以内の親族に売却し、又は賃貸したとき。
- (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

上関町長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先（ ） —

上関町空き家家財等処分費助成金交付申請書

上関町空き家家財等処分費助成金の交付を受けたいので、上関町空き家家財等処分費助成金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 空き家所在地	上関町
2. 空き家バンク物件登録 番号	登録番号 号
3. 空き家バンク登録日	年 月 日
4. 対象経費総額 (見積金額)	円 (税込)
5. 作業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6. 助成金申請額	円
7. 添付書類	(確認欄) ①納税証明書 ☐ ②対象経費の見積書及び内訳書 ☐ ③残存家財等の処分前の写真 ☐ ④誓約書（様式第 2 号） ☐ ⑤その他町長が必要と認める書類 ☐

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

私は、上関町空き家家財等処分費助成金交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 申請書及び提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 助成対象の空き家バンク登録物件について、交付決定の日から継続して5年以上空き家バンクに登録し、自己のために当該空き家を利用しません。
- 3 空き家バンク利用登録をしていない者又は3親等以内の親族に売却または賃貸しません。
- 4 上関町空き家家財等処分費助成金交付要綱第11条の規定により助成金の返還を命じられた場合は、速やかにこれに応じます。

年 月 日

上関町長

様

申請者

住 所

氏 名

上 企 第 号
令 和 年 月 日

様

上関町長

上関町空き家家財等処分費助成金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付で申請のありました上関町空き家家財等処分費助成金については、下記のとおり決定しましたので、上関町空き家家財等処分費助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

- | | | | | | |
|---|----------|------|---|------|---|
| 1 | 助成金の可否 | 交付決定 | ・ | 申請却下 | |
| | | | | (理由 |) |
| 2 | 交付決定金額 | | | 円 | |
| 3 | 助成金交付の条件 | | | | |

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

上関町長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先（ ） 印

上関町空き家家財等処分費助成金実績報告書

年 月 日付け上企第 号で交付決定を受けた事業の実績について、上関町空き家家財等処分費助成金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 空き家所在地	上関町			
2. 空き家バンク物件登録 番号	登録番号 号			
3. 作業期間	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
4. 対象経費総額	円（税込）			
5. 対象経費内訳	(1) 代行業者等への委託料 (2) 運搬車両賃借料 (3) 処分手数料			
6. 助成金額	円			
7. 添付書類	(確認欄) ①対象経費の領収書及び内訳書 ☐ ②残存家財等の処分後の写真 ☐ ③その他町長が必要と認める書類 ☐			

様式第5号 (第9条関係)

上 企 第 号
令 和 年 月 日

様

上関町長

上関町空き家家財等処分費助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった上関町空き家家財等処分費助成金については、下記のとおり助成金の額を確定したので、上関町空き家家財等処分費助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

確定金額 円

年 月 日

上関町長 様

申請者

住 所

印

氏 名

上関町空き家家財等処分費助成金交付請求書

年 月 日付け上企第 号で交付決定のありました上関町空き家家財等処分費助成金について、上関町空き家家財等処分費助成金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 助成事業の名称 上関町空き家家財等処分費助成金

2 助成金交付請求額 円

3 助成金の振込先

助成金の交付については、次の口座への振り込みを希望します。

金融機関名	
同店舗名	本店・本所・支店・支所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ